



憲法は、国の基本法規であり、これに反する法律や国の行為等は無効である。  
(憲法第98条)

法律は、国民の代表者で組織する国会で制定する。  
国民の権利を制限し、又は国民に義務を課すには法律によらなければならない。

制令は、憲法及び法律の規定を実施するために制定できる。また、法律から委任された事項を法律の範囲内で定めることができる。  
国民の権利を制限し、義務を課すことはできない。

法律・制令を施行するため、又は法律・制令の委任に基づいて定める。  
府令・省令は一般に規則と言う名称を持ち「規則」と言われる。

※ 日本国憲法に違反する法令は無効となる。

# 地方公共団体の法体系

## 条例

地方公共団体が制定  
(地方自治法第14条)

議会の議決を経て地方公共団体が制定。法令に違反しない限りにおいて地方自治法第2条第2項の事務に関し条例を制定できる。住民に義務を課し、又は権利を制限するには法令に特別の定めがある場合を除き条例によらなければならない。違反者に2年以下の懲役若しくは禁錮、10万円以下の罰金、拘留、科料の刑又は5万円以下の過料を科することができる。

## 地方公共団体の規則

地方公共団体の長が制定  
(地方自治法第15条)

地方公共団体の長が、その権限に属する事務に関し、法令に反しない限りにおいて定めることができる(議会の議決は要しない。)。違反者に5万円以下の過料を科することができる。

## 委員会の規則・その他の規程

- ・委員会の規則その他の規程(教育委員会規則、選挙管理委員会規則など)  
(この他に、議会の規則 企業管理規程がある。)

普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に反しない限りにおいて、その権限に属する事務において定めることができる。※委員会規則その他の規程

※ 条例は、国の法令に劣るので、国の法令に違反する条例は無効となる。

広陵町自治基本条例審議会

# 広陵町の条例及び規則

## 広陵町の条例・規則等の数

条例	218件
規則	138件
その他の規程	65件
委員会等規則	38件

広陵町の条例・規則等を、  
ホームページで公開しています。



## 条例・規則の効力について

1 地域的効力	当該地方公共団体の区域内に限られる（一部例外あり。）。
2 人的効力	住民に限らず、滞在者、物件の所有者等に対して適用される。
3 時間的効力	制定後、公布、施行されて初めて効力を持ち、廃止されるまでその効力を持続する。

広陵町自治基本条例審議会